

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和元年11月26日

有料質問サイトのトラブル～必ず利用規約の確認を～

内容

2ヶ月前、パソコンに写真編集ソフトを入力しようとしたがうまくいかず、インターネットで解決方法を検索した。専門家が質問に答えるというサイトの広告がでたのでアクセスすると、すぐに質問の入力画面になり、画面に従ってクレジットカード情報などを入力した。しかし、回答内容は難しく、何度か質問したが的外れな答えばかりだった。昨日、銀行口座を確認すると、2ヶ月続けて質問サイトから4千円が引き落とされていた。毎月定額制とはわからなかった。解約してお金も返してほしい。(70代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

県センターで事例のサイトの利用規約を確認すると「専門家とは回答を書き込むユーザーのこと」「第三機関の身元証明サービスで検証しているが、ユーザーが自称する身元は保証できない」「回答は一般的な情報であり、プロフェッショナルからのアドバイスではない」と記載されていました。

インターネットの有料サービスの中には毎月定額の料金がかかるものもあります。そのことが申し込み画面に書かれず、利用案内や利用規約等を見ないとわからないケースもあるので、必ず利用規約は確認してください。

クレジットカード情報の入力を求められた場合は、事前に規約等契約条件を隅々までよく見る必要があります。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります